

=配達証明=

〒550-0015
大阪府大阪市西区南堀江
一丁目16番11号
RE-008ビル5F
株式会社イースプラント
代表取締役 東山 大樹殿

〒700-0026
岡山県岡山市北区奉還町
一丁目7番7号

特定非営利活動法人消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正

2024年9月13日

大阪市西区南堀江一丁目16番11号RE-008ビル5F
株式会社イースプラント
代表取締役 東山大樹 殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
適格消費者団体特定非営利活動法人消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正
TEL: 086-230-1316
FAX: 086-230-6880
HP: <https://okayama-con.net/>

前略

当法人は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止の申入れや、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2007年6月6日に設立されたNPO法人です。2015年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要については当団体のウェブサイトをご参照ください）。

さて、既に2022年10月24日付申入書において御指摘させていただいておりますとおり、当法人において、貴社のウェブサイト上の表示及び情報提供の内容等を踏まえて検討した結果、貴社の提供する、インターネットプロトコルによるインターネット接続サービスにかかる規約（イースネット契約規約）が消費者契約法に抵触ないし違反しているとの結論に至り、かかる申入れをさせて頂いた次第です。しかし、誠に残念ながら、貴社からの回答はなく、現時点においてもかかる広告表示及び勧誘方法が不特定かつ多数の消費者に対して行われていると考えざるをえません。

そのため、当法人は、貴社に対し、裁判上の差止請求権を行使せざるをえないとの結論に達しました。したがって、当法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本書面を送付いたします（なお、本日、別途、特定記録郵便により本書面と同内容の文書を発送させていただきます。）。これにより、本書面が到達したときから1週間を経過した後は、当法人は、貴社に対し、消費者契約法12条の規定に基づく差止請求訴訟を提起することが可能になりますのでご留意ください。（訴えを提起する予定の裁判所）岡山地方裁判所

第1 請求の要旨

当法人が貴社に対して求める事項は以下のとおりです。

- 1 別紙契約条項目録記載の条項を削除すること

第2 紛争の要点

1 イースネット契約規約25条1項6号について

- (1) イースネット契約規約25条1項6号の規定は次のとおりです。

「1 会員が以下のいずれかの項目に該当する場合、弊社は当該会員に事前に何ら通知または催告することなく、本サービスの提供の停止及び会員資格の取消・解約をすることができます。・・・

6 個人の会員若しくは法人及びその他の団体の代表者である会員について破産の申立があった場合または後見開始の審判を受けた場合」

- (2) 消費者契約法の規制について

消費者契約法8条の3は事業者と消費者との契約について後見開始の審判を受けたことのみを理由として当然に解約する条項は無効としています

- (3) イースネット契約規約が消費者契約法の規定に反すること

上記イースネット契約規約25条6号は、契約者である個人が後見開始の審判を受けた場合に解約する内容になっているため、消費者契約法8条の3に該当し無効です。

2 イースネット契約規約4条について

- (1) イースネット契約規約4条（会員が行う契約の解約）の規定は次のとおりです。

「会員は本サービスにおける会員契約を解約しようとする場合は、電話での連絡または郵送にて届け出をするものとし、当該届け出が弊社に到達した日の翌月末日に会員契約があるものとします」

- (2) 消費者契約法の規制について

消費者契約法10条は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、信義則に反して消費者の利益を一面的に害するものは、無効としています。

- (3) イースネット契約規約4条は契約者の解約方法及び契約の終了時期を制限する内容です。

この規定内容では場合によって契約者による解約の届け出から契約が終了するまでに最長で約2ヶ月要することになり、その間の利用料が生じます。また消費者が期間内に解約した場合には、イースネット会員規約9条2項により違約金の支払い義務も生じます。

イースネット契約規約にかかる契約はいわゆるインターネットのプロバイダ契約であり、イースネット契約規約を確認する限り同契約によるサービスの提供を行うにあたって貸与した物品もなく契約を終

了するための特別な手続があるとも考えられません。契約を終了させるために最長で2ヶ月を要する合理的な理由はないと考えられます。

そうであるにもかかわらず、イースネット契約規約4条の存在によって、消費者は契約の解約申出を行ってもただちに契約を終了させることができません。また、イースネット会員規約9条2項により生じる違約金は、契約が継続すれば貴社が得られたはずの利用料を補填する趣旨のものであると考えられることからすれば、消費者の解約の申し出が貴社に到達してから契約を終了するまでの期間、貴社は実質的に消費者から利用料を二重に取得することになるといえます。

そうするとイースネット契約規約4条は、消費者に一方的に不合理な負担を強いる条項で信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ消費者契約法10条に違反し無効です。

第3 結語

貴社は現に消費者からの申込みを受け付けていますので、貴社は、不特定かつ多数の消費者との間で消費者契約法に違反する不当な契約条項を含む、消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示を現に行っているものといえます。

したがって、当法人は本書面により、貴社に対し、消費者契約法12条3項に基づき、請求の要旨記載のとおり請求します。

以上

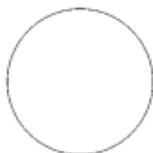
(別紙) 契約条項目録

1 イースネット利用規約 25条1項6号

「個人の会員若しくは法人及びその他の団体の代表者である会員について破産の申立があった場合または後見開始の審判を受けた場合」

2 イースネット契約規約 4条

「会員は本サービスにおける会員契約を解約しようとする場合は、電話での連絡または郵送にて届け出をするものとし、当該届け出が弊社に到達した日の翌月末日に会員契約があるものとします」



証明文が印刷されます

